

通信機器整備とは？

光回線、モバイル(Wi-Fi)ルーター、ホームルーターの
いずれかを各家庭で契約することを言います。

【お問い合わせ先】

南城市教育委員会 教育指導課

連絡先：098-917-5364

家庭学習のための通信機器整備に補助金を交付します！

新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業等に対しては、プリントや紙の教材を中心とした取り組みを進めているところです。

しかしながら、これから先の未来における学びの保障の手立ての一つとして、オンラインによる学習の必要性も高まっています。

南城市教育委員会としましては、これまでのプリントや紙の教材を中心とした取り組みに加え、ICTを活用した家庭学習支援を進めていきます。

そのため、各家庭における通信機器の整備を図るため、通信機器設備に要する費用の一部を支援することを目的に、補助金を交付します。

補助金交付対象者

補助金の交付は、次に掲げる条件を全て満たす方が対象となります。

- (1) 市内の小中学校に在籍する児童生徒の保護者
- (2) 通信機器が整備されていない家庭又は、令和2年4月1日以降に通信機器を契約し、継続して通信料の支払いを行っている家庭

補助金交付の対象となる整備内容（通信機器の種類）

- (1) 初期経費、工事経費、通信費などを含めた通信機器整備に要する経費
(光回線、モバイル(Wi-Fi)ルーター、ホームルーターのいずれかの整備)
通信機器の例：au ひかりちゅら、限界突破 Wi-Fi、UQ WIMAX など

補助額

- (1) 就学援助認定世帯 世帯あたり 2 万円
- (2) その他の世帯 世帯あたり 1 万円

申請方法等

- (1) 申請書の入手方法
教育委員会ホームページ 又は 南城市教育委員会 教育指導課 窓口
- (2) 申請書の提出先
南城市教育委員会 教育指導課（窓口又は郵送）
- (3) 申請期限
令和2年9月1日（火）から令和2年10月30日（金）まで
※やむを得ない事情があればこの限りではありません。

補助金交付までの流れについては、裏面に記載しています。

【お問い合わせ先】

南城市教育委員会 教育指導課

連絡先：098-917-5364

補助金交付までの流れ

①「交付申請書（様式第1号）」を教育指導課に提出。（郵送も可能）

（令和2年10月30日（金）までに）



②教育指導課より、「交付可否決定通知書（様式第2号）」をお送りします。

（交付可能の方については、「実績報告書（様式第3号）」及び「補助金交付請求書（様式第4号）」を同封して郵送します。



③通信機器整備を行ってください。



④通信環境整備後、令和3年3月1日（月）までに、「実績報告書（様式第3号）」及び「補助金交付請求書（様式第4号）」を以下の書類と合わせて提出してください。

・ 関係書類（契約書の写し及び通信料の支払い（直近の月）が確認できるもの）

※整備にかかった経費の領収書等のあて名は申請者であること。

※クレジットカード等での購入により領収書が発行されない場合は、利用明細書及び通帳の写しなど、何を購入し、どこにいくらお支払いしたのかが分かる書類が必要です。



⑤書類を審査後、内容が適切であれば、補助金を申請者の口座に振り込みます。



契約する際のポイント

補助金を受けるために必要な契約書や領収書等を、契約する業者から発行してもらうよう事前に調整しておくことをお勧めします。

注意事項

（補助金交付の対象外となる事項）

- ・ 賃貸住まいで、無線ルーターは購入したが、通信料は支払っていない場合。
- ・ スマートフォンの新規購入をはじめ、既にお持ちの通信機器の容量を増やす場合。
- ・ タブレット端末やパソコンを購入する場合。
- ・ 交付申請の結果、交付不可となった場合。
- ・ 契約書類のみの提出で、通信料の支払いが継続して行われているか確認できない場合。
- ・ 令和3年3月1日（月）までに実績報告がなされなかった場合。

（補助金の返還を求める可能性のある事項）

- ・ 補助金交付後、通信機器の解約を行ったことが判明した場合。
- ・ 令和2年4月1日以前に、既に家庭に通信機器整備を行っていたことが判明した場合。